

【資料】

政治パートナー法案

——法案作成講座第20期：2024年12月

2004年から、毎年秋に、ひとつのテーマを決めて法案を作成する自主講座「法案作成講座」を開催しており、今年度で20年目となった。今年は、立候補する際に政治パートナーを指名させる政治パートナー法案を作成した。立候補者と政治パートナーの年齢の総和上限を定めることによって、政治の場への参加者の多様性を確保しようとする制度である。参加者から、法案に盛り込むべき事項について意見を聞いて、参加者と対話を行いつつ条例案を作成した。講座は、2024年12月6日、13日、20日の18:30-20:00にオンラインで開かれた。参加者は、一部参加を含め、23名であった。（倉阪秀史）

政治パートナー法案

（目的）

第一条 この法律は、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）と相まって、立候補者と協働して当該立候補者の政策立案に従事するとともに当該立候補者と連帯して政治的活動を行う者（以下「政治パートナー」という。）を選任させることにより、政治活動への多様な主体の参加を確保し、もって民主政治の健全な発達に寄与することを目的とする。

（政治パートナーの選任及び届出）

第二条 公職選挙法第八十六条の二第一項の届出、同法第八十六条の三第一項の届出又は同法第八十六条の四第一項の届出を行おうとする者は、当該届出に併せて、当該届出にかかる立候補者と協働し、連帯する政治パートナーを一人選任しなければならない。

2 政治パートナーを選任したもの（選任したものが候補者届出政党又は参議院名簿届出政党等である場合にあっては、その代表者）は、直ちに政治パートナーの氏名、住所、職業、生年月日及び選任年月日並びに公職の候補者の氏名を、文書

で、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会）に届け出なければならない。

3 候補者届出政党若しくは参議院名簿届出政党等又は推薦届出者が政治パートナーを選任した場合においては、前項の規定による届出には、その選任につき公職の候補者の承諾を得たことを証すべき書面（推薦届出者が政治パートナーを選任した場合において、推薦届出者が数人あるときは、併せてその代表者たることを証すべき書面）を添えなければならない。

（政治パートナーの要件）

第三条 第二条の政治パートナーは、当該選挙において、選挙権を有する者でなければならない。

2 当該選挙の期日における、第二条の政治パートナーの年齢と当該政治パートナーにかかる立候補者の年齢の和は百を超えてはならない。ただし、当該選挙の

期日における当該立候補者の年齢が八十二を超える場合は、政治パートナーの年齢とその立候補者の年齢の和は百十を超えてはならないものとする。

(政治パートナーの任務)

第四条 公職の候補者とその政治パートナーは、その選挙活動（当該候補者が当選人となった後の政治運動を含む）の実施に際して、相互に連携を図りながら協働しなければならない。

- 2 政治パートナーは、そのパートナーたる公職の候補者が当選人となった場合、当該当選人の政治運動の実施に当たって、当該当選人を代理することができる。

(政治パートナーの解任及び辞任)

第五条 公職の候補者（当該候補者が当選人となった後を含む。以下同じ。）は、政治パートナーが前条の任務を果たせなくなった場合には、文書で通知することにより政治パートナーを解任することができる。政治パートナーを選任した候補者届出政党若しくは参議院名簿届出政党等又は推薦届出者において、当該候補者の承諾を得たときも、また同様とする。

- 2 政治パートナーは、文書で公職の候補者及び当該政治パートナーを選任したものに通知することにより辞任することができる。
- 3 第一項又は前項の規定によって、政治パートナーの解任又は辞任があったときには、公職の候補者（解任又は辞任にかかる政治パートナーを選任したものが候補者届出政党又は参議院名簿届出政党等である場合にあっては、その代表者）は、遅滞なく、新たな政治パートナーを選任しなければならない。
- 4 前項の選任にあたっては、第三条各項の規定を準用する。この場合において、「当該選挙の期日」とあるのは、「当該選任の期日」と読み替えるものとする。

(政治パートナーの異動)

第六条 政治パートナーに異動があつたときは、政治パートナーを選任したものは、直ちに第二条第二項及び第三項の規定の例により、届け出なければならない。

- 2 前項の規定による届出で解任又は辞任による異動に関するものには、前条の規定による通知のあつたことを証すべき書面を添えなければならない。候補者届出政党若しくは参議院名簿届出政党等又は推薦届出者が政治パートナーを解任した場合には、併せて、その解任につき公職の候補者の承諾のあつたことを証すべき書面を添えなければならない。

(政治パートナーの歳費、旅費及び手当等)

第七条 政治パートナーの歳費、旅費及び手当等については、別に法律で定めるところによる。

(重複選任等の禁止)

第八条 一の選挙において政治パートナーとなった者は、同時に、他の選挙における公職の候補者又は政治パートナーとなることができない。

(選挙事務関係者の選任制限)

第九条 左の各号に掲げる者は、在職中、その関係区域内において、当該選挙の政治パートナーとなることができない。

- 一 投票管理者
- 二 開票管理者
- 三 選挙長及び選挙分会長
(公務員の選任制限)

第十条 国若しくは地方公共団体の公務員又は行政執行法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第四項に規定する行政執行法人をいう。以下同じ。）若しくは特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員若しくは職員は、在職中、政治パート

ナーとなることができない。ただし、次の各号に掲げる公務員（行政執行法人又は特定地方独立行政法人の役員及び職員を含む。次条において同じ。）は、この限りでない。

- 一 内閣総理大臣その他の国務大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣、大臣政務官及び大臣補佐官
 - 二 技術者、監督者及び行政事務を担当する者以外の者で、政令で指定するもの
 - 三 専務として委員、顧問、参与、嘱託員その他これらに準ずる職にある者で臨時又は非常勤のものにつき、政令で指定するもの
 - 四 消防団長その他の消防団員（常勤の者を除く。）及び水防団長その他の水防団員（常勤の者を除く。）
 - 五 地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）第三条第四号に規定する職員で、政令で指定するもの
- 2 衆議院議員の任期満了による総選挙又は参議院議員の通常選挙が行われる場合においては、当該衆議院議員又は参議院議員は、前項本文の規定にかかわらず、在職中その選挙における政治パートナーとなることができる。地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙が行われる場合において当該議員又は長がその選挙における政治パートナーとなる場合も、また同様とする。
- 3 第一項本文の規定は、同項第一号、第二号、第四号及び第五号に掲げる者並びに前項に規定する者がその職に伴い兼ねている国若しくは地方公共団体の公務員又は行政執行法人若しくは特定地方独立行政法人の役員若しくは職員たる地位に影響を及ぼすものではない。
- （選任のための公務員の退職）

第十一条 前条の規定により政治パート

ナーとなることができない公務員が、第二条の規定による届出により政治パートナーとなったときは、当該公務員の退職に関する法令の規定にかかわらず、その届出の日当該公務員たることを辞したものとみなす。

（公務員となった政治パートナーの取扱い）

第十二条 第二条の規定により政治パートナーとして届出のあつた者（候補者届出政党の届出に係るものに限る。）が、第九条又は第十条の規定により政治パートナーとなることができない者となったときは、当該届出は、取り下げられたものとみなす。

2 第二条の規定により政治パートナーとして届出のあつた者（候補者届出政党の届出に係るものを除く。）が、第九条又は第十条の規定により政治パートナーとなることができない者となったときは、その政治パートナーたることを辞したものとみなす。

（買収及び利害誘導罪）

第十三条 政治パートナーが次の各号に掲げる行為をしたときは、四年以下の懲役若しくは禁錮又は百万円以下の罰金に処する。

- 一 当選を得若しくは得しめ又は得しめない目的をもつて選挙人又は選挙運動者に対し金銭、物品その他の財産上の利益若しくは公私の職務の供与、その供与の申込み若しくは約束をし又は供応接待、その申込み若しくは約束をしたとき。
- 二 当選を得若しくは得しめ又は得しめない目的をもつて選挙人又は選挙運動者に対しその者又はその者と関係のある社寺、学校、会社、組合、市町村等に対する用水、小作、債権、寄附その他特殊の直接利害関係を利用して誘導をしたとき。
- 三 投票をし若しくはしないこと、選挙運動をし若しくはやめたこと又はその周旋

勧誘をしたことの報酬とする目的をもつて選挙人又は選挙運動者に対し第一号に掲げる行為をしたとき。

四 第一号若しくは前号の供与、供応接待を受け若しくは要求し、第一号若しくは前号の申込みを承諾し又は第二号の誘導に応じ若しくはこれを促したとき。

五 第一号から第三号までに掲げる行為をさせる目的をもつて選挙運動者に対し金銭若しくは物品の交付、交付の申込み若しくは約束をし又は選挙運動者がその交付を受け、その交付を要求し若しくはその申込みを承諾したとき。

六 前各号に掲げる行為に関し周旋又は勧誘をしたとき。

(政治パートナーに対する買収及び利害誘導罪)

第十四条 次の各号に掲げる行為をした者は、四年以下の懲役若しくは禁錮又は百万円以下の罰金に処する。

一 政治パートナーたること若しくは政治パートナーとなろうとすることをやめさせる目的をもつて政治パートナー若しくは政治パートナーとなろうとする者に対し、前条第一項第一号又は第二号に掲げる行為をしたとき。

二 政治パートナーたること若しくは政治パートナーとなろうとすることをやめたこと、又はその周旋勧誘をしたことの報酬とする目的をもつて政治パートナーであつた者、又は政治パートナーとなろうとした者に対し前条第一項第一号に掲げる行為をしたとき。

三 前二号の供与、供応接待を受け若しくは要求し、前二号の申込みを承諾し又は第一号の誘導に応じ若しくはこれを促したとき。

四 前各号に掲げる行為に関し周旋又は勧誘をなしたとき。

(買収及び利害誘導罪の場合の没収)

第十五条 前二条の場合において収受し又は交付を受けた利益は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

(虚偽事項の公表罪)

第十六条 当選を得又は得させる目的をもつて政治パートナーの身分、職業若しくは経歴、その者の政党その他の団体への所属、その者に係る候補者届出政党の候補者の届出、その者に係る参議院名簿届出政党等の届出又はその者に対する人若しくは政党その他の団体の推薦若しくは支持に関し虚偽の事項を公にした者は、二年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

2 当選を得させない目的をもつて政治パートナーとなろうとする者に関し虚偽の事項を公にし、又は事実をゆがめて公にした者は、四年以下の懲役若しくは禁錮又は百万円以下の罰金に処する。

(政治パートナーの選挙犯罪による公職の候補者等であつた者の当選無効及び立候補の禁止)

第十七条 政治パートナーが第十三条又は第十四条の罪を犯し刑に処せられたときは、当該公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者（以下この条において「公職の候補者等」という。）であつた者の当選は無効とし、かつ、これらの者は、第十九²⁰二百五十一条の五に規定する時から五年間、当該選挙に係る選挙区（選挙区がないときは、選挙の行われる区域）において行われる当該公職に係る選挙において公職の候補者となり、又は公職の候補者であることができない。この場合において、当該公職の候補者等であつた者で衆議院（小選挙区選出）議員の選挙における候補者であつたものが、当該選挙と同時に行われた衆議院（比例代表選

出)議員の選挙における当選人となったときは、当該当選人の当選は、無効とする。

2 前項の規定(立候補の禁止及び衆議院比例代表選出議員の選挙における当選の無効に関する部分に限る。)は、前項に規定する罪に該当する行為が、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該行為に関する限りにおいて、適用しない。

一 前項に規定する罪に該当する行為が当該行為をした者以外の者の誘導又は挑発によってされ、かつ、その誘導又は挑発が前項の規定に該当することにより当該公職の候補者等の当選を失わせ又は立候補の資格を失わせる目的をもつて、当該公職の候補者等以外の公職の候補者等その他その公職の候補者等の選挙運動に従事する者と意思を通じてされたものであるとき。

二 前項に規定する罪に該当する行為が前項の規定に該当することにより当該公職の候補者等の当選を失わせ又は立候補の資格を失わせる目的をもつて、当該公職の候補者等以外の公職の候補者等その他その公職の候補者等の選挙運動に従事する者と意思を通じてされたものであるとき。

(政治パートナーの選挙犯罪による公職の候補者であつた者の当選の効力及び立候補の資格に関する訴訟等)

第十八条 政治パートナーが第十三条第三項若しくは第十四条第三項の規定により刑に処せられた場合において、これらの者に係る公職の候補者であつた者が第二十二條第一項の規定による通知を受けたときは、当該公職の候補者であつた者は、検察官を被告とし、当該通知を受けた日から三十日以内に、高等裁判所に、これらの者が当該公職の候補者であつた者に係る政治パートナーに該当しないこと又

は前条第二項各号に掲げる場合に該当することを理由とし、当該公職の候補者であつた者の当該選挙における当選が無効とならないこと、当該公職の候補者であつた者が当該選挙に係る選挙区(選挙区がないときは、選挙の行われる区域)において行われる当該公職に係る選挙において公職の候補者となり若しくは公職の候補者であることができないこととならないこと又は当該公職の候補者であつた者で衆議院(小選挙区選出)議員の選挙における候補者であつたものの当該選挙と同時に行われた衆議院(比例代表選出)議員の選挙における当選が無効とならないことの確認を求める訴訟を提起することができる。ただし、当該公職の候補者であつた者が第二十二條第一項の規定による通知を受けた日から三十日を経過する日までの間に、当該公職の候補者であつた者が当該選挙において当選人と定められ当該当選人に係る公職選挙法第百一条第二項、同法第百一条の二の二第二項若しくは同法第百一条の三第二項の規定による告示があつたとき又は当該公職の候補者であつた者で衆議院(小選挙区選出)議員の選挙における候補者であつたものが当該選挙と同時に行われた衆議院(比例代表選出)議員の選挙において当選人と定められ当該当選人に係る公職選挙法第百一条の二第二項の規定による告示があつたときは、当該当選人の当選が無効とならないことの確認を求める訴訟の出訴期間は、当該告示の日から三十日以内とする。

(当選無効及び立候補の禁止の効果の生ずる時期)

第十九条 第十七条の規定による当選無効及び立候補の禁止の効果は、前条の規定による訴訟についての原告敗訴の判決(訴状を却下する命令を含む。)が確定した時、

当該訴訟を提起しないで同項に規定する
出訴期間が経過した時若しくは当該訴訟
についての訴えの取下げがあつた時又は
前条の規定による訴訟についての原告勝
訴の判決が確定した時において、それぞ
れ生ずるものとする。

(選挙犯罪による処刑者に対する選挙権及
び被選挙権の停止)

第二十条 第十三条、第十四条又は第十六
条に掲げる罪を犯し罰金の刑に処せられ
た者は、その裁判が確定した日から五年
間（刑の執行猶予の言渡しを受けた者に
ついては、その裁判が確定した日から刑
の執行を受けることがなくなるまでの間）、
公職選挙法に規定する選挙権及び被選挙
権を有しない。

2 第十三条、第十四条又は第十六条に掲
げる罪を犯し禁錮以上の刑に処せられた
者は、その裁判が確定した日から刑の執
行を終わるまでの間若しくは刑の時効に
よる場合を除くほか刑の執行の免除を受
けるまでの間及びその後五年間又はその
裁判が確定した日から刑の執行を受ける
ことがなくなるまでの間、この法律に規
定する選挙権及び被選挙権を有しない。

3 第十三条の罪につき刑に処せられた者
で更に第十三条の罪につき刑に処せられ
た者については、前二項の五年間は、十
年間とする。

4 裁判所は、情状により、刑の言渡しと
同時に、第一項に規定する者（第十三条
の罪につき刑に処せられた者を除く。）に
対し同項の五年間若しくは刑の執行猶予
中の期間について選挙権及び被選挙権を
有しない旨の規定を適用せず、若しくは
その期間のうちこれを適用すべき期間を
短縮する旨を宣告し、第一項に規定する
者で第十三条の罪につき刑に処せられた
もの及び第二項に規定する者に対し第一
項若しくは第二項の五年間若しくは刑の

執行猶予の言渡しを受けた場合にあって
はその執行猶予中の期間のうち選挙権及
び被選挙権を有しない旨の規定を適用す
べき期間を短縮する旨を宣告し、又は前
項に規定する者に対し同項の十年間の期
間を短縮する旨を宣告することができる。

(刑事事件の処理)

第二十一条 政治パートナーに係る第十三
条、第十四条又は第十六条に掲げる罪に
関する刑事事件については、訴訟の判決
は、事件を受理した日から百日以内にこ
れをするように努めなければならない。

2 前項の訴訟については、裁判長は、第
一回の公判期日前に、審理に必要と見込
まれる公判期日を、次に定めるところに
より、一括して定めなければならない。

一 第一回の公判期日は、事件を受理した
日から、第一審にあっては三十日以内、控
訴審にあっては五十日以内の日を定める
こと。

二 第二回以降の公判期日は、第一回の公
判期日の翌日から起算して七日を経過す
るごとに、その七日の期間ごとに一回以
上となるように定めること。

3 第一項の訴訟については、裁判所は、特
別の事情がある場合のほかは、他の訴訟
の順序にかかわらず速やかにその裁判を
しなければならない。

(政治パートナーの処刑の通知)

第二十二条 衆議院（比例代表選出）議員
の選挙以外の選挙について、政治パート
ナーが第十三条第三項若しくは第十四条
第三項の規定により刑に処せられたとき
は、当該事件に係属した最後の審級の裁
判所は、検察官の申立てにより、その旨
をこれらの者に係る公職の候補者であつ
た者に書面により速やかに通知しなければ
ならない。

2 前項の通知は、送達の方法をもって行
う。この場合において、当該送達に関し

ては、民事訴訟に関する法令の規定中送達に関する規定を準用する。

- 3 第一項の規定による通知が行われたときは、裁判所の長は、その旨を、総務大臣に通知し、かつ、参議院（比例代表選出）議員の選挙については中央選挙管理会に、参議院合同選挙区選挙については合同選挙区都道府県の知事を経て当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会に、その他の選挙に

については関係地方公共団体の長を経て当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に通知しなければならない。衆議院（小選挙区選出）議員の選挙における候補者であった者で当該選挙と同時に行われた衆議院（比例代表選出）議員の選挙における候補者であつたものに同項の規定による通知が行われた場合においては、中央選挙管理会に、併せて通知しなければならない。